

2026年9月30日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
チサンカントリークラブ森山
支配人 雪竹 直史

会員種別変更特典追加の件

この度、当クラブ会員様への特典として下記のとおり期間限定で、正会員から週日会員への会員種別変更特典を設定させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

併せて本特典の開始に伴い、理事会の承認も得て新たに週日会員の種別の追加及び各種料金の設定いたしましたので記載のようお知らせいたします。

記

1. 期間限定 正会員から週日会員への会員種別変更制度
《2026年10月1日～2027年9月30日受付分迄》

内 容

会員種別 : 正会員から週日会員へ
会員種別変更料 : 11,000円 (税込)

①ご希望の場合、会員課担当までお問合せください。

②会員種別変更要項【正会員→週日会員】及び会員種別変更申請書をご案内いたします。

2. 会則一部変更

本特典の開始に伴い2026年10月1日付で会則の会員種別に週日会員を追加いたします。

会則変更箇所につきましては、会則本文、会則別紙2、別紙3、別紙4、別紙6の新旧対照表および改定後の会則をクラブハウス内に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

3. 会則一部変更

上記の改定に伴い、2026年10月1日を効力発生日として、会則別紙2「名義変更手続要項」および別紙6「諸料金一覧」の年会費を上記1. に記載のとおり、また、会則別紙4-①「会員プレー料金」を上記2. に記載のとおり変更させていただきます。

会則変更箇所につきましては、会則別紙2、別紙6、別紙4-①の新旧対照表および改定後の会則をクラブハウス内に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

第1章 総 則

第1条～第3条 (略)

第2章 会 員

第4条 (会員の種類)

1. クラブの会員は次のとおりとする。
 - (1) 特別会員
クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。
 - (2) 正会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。
 - (3) 平日会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とする。
- (4) 追加
2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。
3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は別紙1から別紙3までに会社が定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)

1. 会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。
 - (1) 特別会員および正会員：全日
 - (2) 平日会員：月曜日から土曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）
- (3) 追加
2. 会員は、会社が定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。
3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。
5. 会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

第6条～第12条 (略)

第3章～第5章 (略)

第6章 附則

第27条～第29条 (略)

第30条 本会則は2026年1月1日から改定施行する。

第1章 総 則

第1条～第3条 (略)

第2章 会 員

第4条 (会員の種類)

1. クラブの会員は次のとおりとする。
 - (1) 特別会員
クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。
 - (2) 正会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。
 - (3) 平日会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とする。
- (4) 週日会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が週日会員の資格を承認した個人または法人とする。
2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。
3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は別紙1から別紙3までに会社が定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)

1. 会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。
 - (1) 特別会員および正会員：全日
 - (2) 平日会員：月曜日から土曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）
- (3) 週日会員：月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）
2. 会員は、会社が定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。
3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。
5. 会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

第6条～第12条 (略)

第3章～第5章 (略)

第6章 附則

第27条～第29条 (略)

第30条 本会則は2026年10月1日から改定施行する。